

国立国語研究所における共同研究プロジェクトの研究成果に関する規程

令和3年12月8日

国語研規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における共同研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の研究成果に関して定めるものである。

(研究成果の公開、管理、活用)

第2条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表を研究所の目的として掲げており、その過程で生み出された研究成果を広く社会に公開し、その利用及び社会へ還元するものとする。

2 研究所は、その目的を達成するために、研究成果の取得又は作成に関与した個人及び機関の権利を最大限に尊重しつつ、研究成果を適切に管理し、活用するものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究成果」とはプロジェクトにおける研究活動によって取得又は作成されるもので、以下のものが含まれる。

- (1) 論文、書籍、報告書、テキスト教材、データ集その他出版物
- (2) コーパス、データベース、ソフトウェア、コンピュータ・プログラムその他電子成果物
- (3) 映像、音声、画像、図画、資料及び文書類
- (4) 教育プログラム等
- (5) その他これらに類するもの

(対象とする範囲)

第4条 この規程は、研究所で実施する全てのプロジェクトの研究活動を対象とする。

(研究成果の公表)

第5条 研究所は、プロジェクトの研究成果を学会等への発表やその他の方法より広く社会と共有することに努めるものとする。

2 共同研究員は、プロジェクトの研究成果を公表する際は、研究所のプロジェクトの研究成果であることを明示することとする。

(研究所の責務)

第6条 研究所は、研究所の目的を達成するために施設、システム等を整備するとともに、研究成果を適正に管理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究成果に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月8日から施行する。
- 2 共同研究期間終了時の手続きに関する申合せ（平成25年7月24日連絡調整会議）は、これを廃止する。